

仕 様 書

1. 事業名

「せとうちエリア」における高付加価値なインバウンド観光地づくり推進事業

2. 履行期間

契約締結の日～令和6年1月31日（水）

3. 事業の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、瀬戸内を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）が合同して「せとうちブランド」を確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目指して、瀬戸内地域の美しい景観や伝統文化、芸術、食の魅力など海外から選好される魅力ある観光地域づくりを促進し、もって旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域活性化を図っている。

今後のインバウンド回復に際しては、機構がターゲットとする英・仏・独・米・豪の高付加価値旅行者へ戦略集中するにあたり、質を重視した「高付加価値なインバウンド観光地づくり」は重要であり、その取組を推進する必要がある。観光地の高付加価値化のためには、地域・産業・住民を巻き込んだ、観光地を核とした地域活性の好循環が必要不可欠となる。

このような中、2022年5月に観光庁が「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン（以下「アクションプラン」という。）」を策定し、2023年3月にアクションプランに基づき総合的な施策を集中的に講じる「モデル観光地」として「せとうち」が選定された。

本事業では、観光庁の支援を受け、せとうち地域のマスタープラン（地域の将来ビジョン、滞在価値、顧客対象等の設定・明確化、宿泊施設の事業構想等）を策定し、これを実行するための観光地経営を行う体制整備することにより、世界から選ばれる誇りある持続可能な観光地づくりを目指すものである。

なお、本事業はアクションプランに基づいた事業となるため、「アクションプラン概要」「アクションプラン（本文、参考資料）」を理解した上で提案すること。

※アクションプラン概要

[001483860.pdf \(mlit.go.jp\)](https://www.mlit.go.jp/001483860.pdf)

※アクションプラン（本文、参考資料）

[001483862.pdf \(mlit.go.jp\)](https://www.mlit.go.jp/001483862.pdf)

4. 業務内容

以下の（1）～（7）の業務を遂行すること。業務の遂行にあたっては機構と緊密に協議を行い、機構の承認の上、業務を実施すること。

（1）地域で共有すべきブランディング

ディスティネーション・ブランディングの世界的手法に基づき、せとうちエリア※1内の4つのコアゾーン※2毎のブランディングを再構築し、地域で合意形成する。

ブランディングの再構築にあたっては、ブランディングノウハウを関係団体と共有し、せとうち全体のブランドコンセプトである「AUTHENTIC JAPAN/SETOUCHI、ありのままの日本の魅力はここにある/せとうち」を各コアゾーンに対して深堀することにより、ブランドの可視化をすることにより、コアバリュー（潜在価値を牽引する世界的価値）の定義及びディスティネーション・ブランディングを行う。

なお、本事業開始前にブランディング検討を一部進めているため、事業開始後は速やかに機構と協議の上、ブランディング構築作業に取り組むこと。

<実施期間> 2023年9月～12月

<想定する取組>

- ・観光庁が派遣する専門家を交えたフィールドワーク
- ・観光庁が派遣する専門家を交えたワークショップ
- ・定期的な意見交換会 など

<アウトプット> せとうちエリア内の4つのコアゾーンにおけるコアバリューの定義及びディスティネーション・ブランディングの構築

※1 せとうちエリア：兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県

※2 4つのコアゾーン：①淡路島周辺エリア（兵庫県・徳島県）

②備讃瀬戸周辺エリア（岡山県・香川県）

③芸予諸島周辺エリア（岡山県・広島県・愛媛県）

④防予・周防灘周辺エリア（山口県・愛媛県）

※エリア名は現時点での仮称

(2) 市場調査

(1) で実施するディスティネーション・ブランディングの取組を踏まえ、高付加価値化に向けたルート整備の構想などをマスタープランに反映するため、地域のコアバリューを表す観光資源である「戦略素材」の選定や新規商品化、既存商品のストーリー化等を行い、世界的価値を創出するために有識者による評価を実施することにより、高付加価値旅行者の強い来訪動機を創出する。

<実施期間> 2023年10月～12月

<想定する取組>

- ・観光庁が派遣する専門家を交えた検討会
- ・テストマーケティング（FAM ツアー・アンケート等調査） など

<アウトプット> 高付加価値旅行者の強い来訪動機を創出

(3) 事業計画に必要な調査

マスタープラン策定に必要な「ウリ・ヤド・ヒト・コネ・アシ」のせとうちエリアにおける実態の基礎調査及び広島来訪の外国人動態調査を行う。

加えて、地域経済の構造的課題や環境・経済循環に関する分析及び仮説の立案、エリア価値スパイラルアップのためのシステムや機能概略の設計、マスタープラン推進に必要な基本機能及び要素設計を行う。

<実施期間> 2023年9月～10月

<想定する取組>

- ・ウリ・ヤド・ヒト・コネ・アシの現状把握及び課題調査
- ・外国人の消費動向・移動等動態調査
- ・地域経済分析システムを活用した経済構造課題分析・仮説立案
- ・各種文献調査 など

<アウトプット> マスタープラン策定に必要な骨子要素の設計

(4) マスタープランの資料の最終化

(1)～(3)の成果を踏まえ、各参画市町※3等と意見交換を行い、マスタープランを策定するために必要な資料を取りまとめる。

<実施期間> 2023年10月～2024年1月

<想定する取組>

- ・関係団体との定例会議
- ・関係団体へのヒアリング
- ・マスタープランの資料作成 など

<アウトプット> マスタープラン策定のために必要となる資料取りまとめ

※3 参画市町：兵庫県（丹波篠山市・神戸市・姫路市・淡路市・洲本市・南あわじ市）、岡山県（岡山市・倉敷市・高梁市・備前市・瀬戸内市・玉野市・笠岡市・井原市）、広島県（広島市・福山市・尾道市・三原市・竹原市・呉市・廿日市市・府中市・江田島市・世羅町・神石高原町）、山口県（萩市・長門市・岩国市・下関市・周防大島町）、徳島県（徳島市・鳴門市・美馬市・三好市）、香川県（高松市・丸亀市・琴平町・小豆島町・土庄町・直島町）、愛媛県（松山市・今治市・西条市・大洲市・内子町・上島町・伊方町）

(5) 地域における推進体制の確立

広範なステークホルダーを巻き込むため、来訪者、住民のパブリックインボルブメントプロセス（住民の参画を促す手段・手順）の設計と必要な手法開発を行い、機運醸成のためのタウンミーティングをせとうち7県で各1回実施する。タウンミーティングの実施形態はリアル開催を原則とし、ハイブリッド開催も可とする。

<実施期間> 2024年1月

<想定する取組>

- ・観光庁が派遣する専門家を交えた検討会
- ・タウンミーティング など

＜アウトプット＞ ステークホルダーの広範な理解とコミットメント

（６）経費精算

機構を含む各参画市町、観光庁が手配する専門家が本事業を行うために必要な出張に係る経費（交通費、宿泊費）や、事業を行うために必要な専門家等に対する謝金等の経費精算業務を行うこと。

なお、これら経費は本事業費に含み、算出にあたっては機構と事前調整を図り、要した実費のみを精算するものとする。

（７）報告書作成

本業務の報告書を作成すること。報告書の作成にあたっては、観光庁（観光庁委託の事務局経由）および機構と協議の上で行うこと。また、本事業をもとに策定する「せとうちエリア」のマスタープランの資料の最終化も報告書に含むこと。

（８）上記（１）～（７）における共通事項

上記（１）～（７）の業務を遂行する上で、以下のことに留意して実行すること。

- ア 機構への連絡及び報告に使用する言語は日本語とする。
- イ 各業務の準備を含む実施時期等、事業スケジュールを提案書へ具体的に記載すること。
- ウ 各業務を運営管理する者（以下「進行管理者」という。）を指定したうえで、事業者内の役割分担等について企画提案書に記載すること。進行管理者は本業務が円滑に運営されるよう相互調整を行いつつ業務の進捗等について把握し、個別事業の進捗や担当者の認識に齟齬等が出ないように努めること。
- エ 事業の実施結果については事業実施報告書により報告し、報告内容については、事前に機構に確認のうえ、取り纏めること。
- オ 業務の実施に際しては、機構との連絡調整を十分に行い、円滑な事業実施に努めることとする。
- カ 必要に応じ、機構が今年度実施する事業と連携をすること。

＜報告書提出＞

① 提出物

業務完了報告書を添えて、以下の資料等について提出すること。

- ア 事業実施報告書（カラー）
- イ 報告書や各種会議資料等の成果物を保存した電子媒体（CD又はDVD）

② 提出場所

機構の担当者宛に電子メールで提出すること。ただし、業務完了報告書及び事業実施報告書については、紙ベースでも各１部ずつ機構宛てに提出すること。

③ 提出期限

令和6年1月31日（水）

なお、事業実施報告書については、提出期限の14日前には素案を機構に共有し、内容についての意見を求める等の調整を行うこと。

④ 報告書の作成にあたっての留意点

分かりやすく作成するとともに、事前に機構職員の承認を受けること。

6. その他

- ① 原則として、単品（1品または1組の税込み取得価格）が10万円未満、かつ使用できる期間が1年未満の消耗品のみを経費として認め、用途を明らかにし、契約期間内に使用した数量のみを委託料に含むことができる。受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については、機構の指示に従うこと。
- ② 本業務の成果（成果物の報告書のみならず一部のデータ等も含む。）は、期間の制限なく無償でホームページ、印刷物等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配付等）することを想定し、二次利用可能な権利関係に関する著作権の許諾等の手続きを行うこと。また、本業務における成果品に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は、機構に帰属するものとする。
- ③ 業務の実施に伴い知り得た情報は適切に管理すること。
- ④ 業務の実施に伴い知り得た機構及び関係機関の機密情報を第三者へ漏らさないこと。
- ⑤ 機構は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- ⑥ 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに機構に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- ⑦ 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告し承認を得るものとする。
- ⑧ 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、機構は契約を解除して損害賠償を請求する場合がある。
- ⑨ 契約代金の支払いに関しては、機構と協議の上、決定するものとし、計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書等から、その費用を差し引いた額で精算するものとする。
- ⑩ 安全の確保に配慮した体制を整えて業務を遂行すること。自然災害や感染症等の発生状況により、当初計画での業務遂行が困難になったときは、速やかに機構へ相談し、指示に従うこと。
- ⑪ 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- ⑫ 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を機構HP等に公開する。公開に関して、受託者はこれを了承するものとする。
- ⑬ この事業は、観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」に基づく事業

であるため、その「モデル観光地への支援内容について」の事業実施の手引きを事業受託後に確認し、その内容に沿って実施すること。

7. 概算予算額

36,300,000 円（税込）

※「4. 業務内容（6）」（上記概算予算額のうち予算額 5,500,000 円）については、要した実費のみを精算することとし、他の経費と明確に区分すること。

8. 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務完了後の精算払いとする。なお支払い時期は、令和 6 年 2 月中旬を見込んでいる。

9. 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- ① 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- ② 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- ③ 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- ④ 上記（1）（2）（3）の規定は、「11. 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- ⑤ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

10. その他

- ① 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- ② 事業の実施に当たっては、各国の法律・慣習などを確認の上、遂行すること。
- ③ 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。